



Title	労働成果物の所有権帰属についてのドイツ学説（1）： 労働関係における民法典950条
Author(s)	廣野, 風跳
Citation	阪大法学. 2025, 75(1), p. 195-221
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/101429
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

労働成果物の所有権帰属についての ドイツ学説（1）

——労働関係における民法典950条——

廣野風跳

第1章 はじめに

第2章 BGB950条概説

　第1節 意義・目的

　第2節 適用領域

　第3節 法的性格

　第4節 要件

　　1 加工 (Spezifikation)

　　2 新たな物 (Neue Sache)

　　3 價値関係 (Wertverhältnis)

　第5節 法的効果

　第6節 立法過程における問題の認識

第3章 学説

　第1節 規範の限定的内容 (beschränkter Inhalt der Norm)

　　1 代理説

　　2 補助者説

　　3 占有説 (以上、本号)

　　4 徒属性説

　　5 生産の労働拡大説

　第2節 規範の限定的妥当性 (beschränkte Geltung der Norm)

　　1 不適用説

　　2 任意規定説

　第3節 検討

第4章 おわりに

第1章 はじめに

労働者が労働関係において製作した有体物（以下、「労働成果物（Arbeitsergebnis）」とする。）は、使用者に帰属する。このこと自体に疑いはない。しかしながら、その根拠は必ずしも明らかではない。なぜ労働成果物が使用者に帰属するのかという問題は、労働観についての哲学的问题として、労資関係についての政治・政策的問題として、資本主義社会についての経済的問題として、検討することが可能であろう。しかし、本稿は、これを実定法上の問題として検討する。したがって、検討されるべき問題は、なぜ加工物の所有権が加工者に帰属することを定める法規定に反して労働成果物の所有権が使用者に帰属するのかという問題となる。

たしかに、民法246条1項本文は、加工物の所有権が材料所有権者に帰属する材料主義を採用している。そのため、労働成果物の所有権はたいてい材料所有権者でもある使用者に帰属するのであるから、そもそもこの問題が生じないと考えられる。しかし、同条項は、材料主義を貫徹させではおらず、そのただし書において、加工によって生じた価格が材料の価格を著しく超えるときは、加工物の所有権が加工者に帰属する加工主義を採用している。そのため、およそ労働（加工）によって生じる価格は材料の価格を著しく超えるのであろうから、労働成果物の所有権は加工者である労働者に帰属することとなり、この問題が生じる。

もっとも、民法246条は任意規定と解されている。そのため、この任意規定性に依拠した解決が試みられる。すなわち、労働関係においては、労働成果物の所有権を使用者に帰属させるという合意又は慣習が存在すると主張される。⁽¹⁾しかし、これらの存在を認めたとしても、労働者は必ずしも行為能力を有しているとは限らないため、この見解は限定的にのみ妥当する。⁽²⁾

にもかかわらず、合意による解決は形を変えて試みられる。すなわち、労働契約によって労働力の支配権が労働者から使用者に移ることで、労働者が使用者の機関となるため、つまりは使用者が加工者となるため、民法246条は適用

労働成果物の所有権帰属についてのドイツ学説（1）

されないと主張される。⁽³⁾しかし、この見解は、同条の任意規定性に依拠した見解と異なり、労働成果物の所有権を使用者に帰属させるという合意又は慣習が存在するか否かを問題にする必要はないものの、労働契約の有効性に依存する点で同じ批判が妥当する。もっとも、ここで労働関係の性格が考慮されていることは、注目に値する。

というのも、この見解の延長に、民法246条1項における「加工者」を法的な概念として捉えた上で、労働契約の有効性に依存せずに、資本制社会の法が労働者をそこから除外するとする見解⁽⁴⁾が位置づけられるためである。この見解には、上記2つの見解に向けられた批判が妥当しない。なぜなら、労働者と使用者の意思ではなく、労働関係の特殊性が根拠とされるためである。

このように、民法学においては、当事者の意思から労働関係の特殊性へと、この問題の解決方法の遷移を見ることができる。

このような民法学の状況とはまた別に、労働法学においても同じく、労働関係の特殊性からこの問題の解決が試みられる。まず、民法246条は、取引の対象である労働として加工が行われる場合に係る規定ではないため、請負関係及び雇用関係（労働関係）には適用されないと主張されていた。⁽⁵⁾しかし後に、請負関係における労務供給の形態の詳細な分析をもって、同条は、平等者間の労務供給の場合に係る規定であるから、注文者による指図が弱い場合には適用されるものの、従属労働の場合には適用されないと改められた。⁽⁶⁾この見解は、民法246条の理解に搖があるものの、従属労働をその射程の外に置こうとする点では一貫している。

このように、民法学も労働法学も、民法246条が労働関係への適用を予定していないことに、この問題の解決を求めている。しかし、これらの見解は、同条の文言から導かれるものとは必ずしも言いがたく、実定法の解釈よりもむしろ、民法と労働法の領域の原理的画定を行うものと評価できる。それゆえ、この見解を解釈論に昇華するためには、さらに立ち入った研究を要すると思われる。

しかし、民法246条の任意規定性に起因してか、同条についての詳細な研究は見られない。他方、ドイツにおいては、同種の規定が強行規定と解されることに起因して、その適用によって労働者が労働成果物の所有権を取得する

論 説

という結論を回避するために、さまざまな試みが示された。そこで、本稿は、ドイツにおけるこの問題を基礎的に検討しておくこととする。それはすなわち、ドイツ民法典 (Bürgerliches Gesetzbuch : 以下、「BGB」とする。) 950条について、労働成果物の所有権帰属の問題を検討することを意味する。なお、本稿は、紙幅の都合上、学説のみを分析の対象とし、裁判例はここから除外する。⁽⁷⁾

したがって、検討されるべき問題を具体的に詳述すれば、以下のとおりである。BGB950条1項1文は、「一個又は数個の材料を加工又は改造することによって新たな動産を製作した者は、加工又は改造によって生じた価値が材料の価値を著しく下回らない限り、その新たな物の所有権を取得する。」と規定している。それゆえ、労働者は労働関係において労働（加工）するのであるから、本条項が文言通りに適用されるならば、使用者ではなく、労働者が労働成果物の所有権者になる。しかし、このような解釈は、労働成果物が使用者に帰属する実態と乖離している。そこで、本稿は、労働者ではなく使用者がBGB950条1項の文言に反して労働成果物の所有権を取得する根拠を明らかにすることを目的とする。

その根拠は、ローマ法にも求められうる。というのも、既にローマ法においては、加工と所有権の帰属について、材料所有権者による所有権取得を主張するサビヌス派 (Sabiniani) と加工者による所有権取得を主張するプロクルス派 (Prokuliani) が対立していたためである。そして、これらの学派の対立は、⁽⁹⁾ 産業発展から説明されることもあれば、⁽¹⁰⁾ 哲学的思考法から説明されることもある。⁽¹¹⁾ ローマ法と BGB が連続性を有するのであれば、これらの議論は大いに参考になろう。しかし、BGB950条は、⁽¹²⁾ このようなローマ法における議論とは切り離されたものと理解されている。それゆえ、本稿は、BGB 施行後の議論に限定して検討を進める。

この施行後においては、BGB950条に係る3つの問題領域が存在している。⁽¹³⁾ それは、①労働関係、②請負関係、③加工条項 (Verarbeitungsklausel) である。⁽¹⁴⁾ 学説におけるこれらの議論時期は、明確に区分することができる。すなわち、①及び②は1900年から1933年頃であるのに対し、③は1945年頃からである。というのも、本稿の関心事である①については、終戦直後において、連邦

労働成果物の所有権帰属についてのドイツ学説（1）

通常裁判所⁽¹⁶⁾1951年10月26日判決が一定の判断を示したこともあり、以降は学説における議論が下火になったためである。そこで、本稿は、主として1900年から1933年頃の学説を分析することとする。もっとも、この時期以外においても、①～③に統一的な解決を試みる学説をはじめ、若干の議論が見られるので、その限りでこの時期以外の学説も分析の対象とする。

ところで、本稿の目的に関連する主要な先行研究として、ドイツにおいては Herz 論文及び H-D Müller 論文、わが国においては淺井論文及び久保論文を挙げることができる。これらの論文は、それぞれの公刊時までの学説を網羅的に分析した点で大きな意義が認められる。本稿も第3章における学説の分類区分でこれらに大いに依拠している。しかしながら、いずれの見解も、BGB950条1項の解釈にとっては妥当ではないだろう。というのも、一方で Herz 論文及び H-D Müller 論文並びに淺井論文は、労働関係の特殊性を強調することで、民法学においては受け入れがたい結論に至っており、他方で久保論文は、ローマ法とBGB950条が連続性を有しないとされるにもかかわらず、この連続性を前提にその根拠を探求しているためである。そしてまた、これらの論文の公刊後において、特に③についての議論の活発化という、本稿の目的とも関係する展開が見られる。そうすると、彼らによって分析された学説を再度分析することはもちろん、それとの関係に公刊後の展開を位置づけることで、本稿の目的が達成されると思われる。

したがって、本稿は、労働者ではなく使用者がBGB950条1項の文言に反して労働成果物の所有権を取得する根拠を明らかにすることを目的として、まずBGB950条の規定内容を確認した上で（第2章）、次に主として1900年から1933年頃の学説を分析する（第3章）。

第2章 BGB950条概説

第1節 意義・目的

BGB950条は、生産的で価値創造的な労働を所有権取得の根拠として認める根本思想に基づいている。⁽²²⁾たしかに、同条1項が加工を所有権取得の要件とし

論 説

ていることからしても、この考えが同条に妥当していることに疑いはない。しかし、同条1項が加工によって生じた価値と材料の価値の関係をもその要件としていること、また、同条2項が材料の所有権の消滅をもその効果としていることからすると、この考えが無限定に妥当しているわけではないこともまた明らかである。つまり、材料と加工についてのなんらかの関係が念頭に置かれている。

そこで、BGB950条の目的は、材料所有権者と加工者の利害関係の判断による所有権関係の明確化にあると理解されている。⁽²³⁾ここで重要なことは、その目的に尽きるということである。したがって、同条は、労働と資本の関係についての社会政策的判断を目的とせず、また、利益の配分についての判断も目的としない。⁽²⁴⁾労働関係に関連して具体的に言えば、使用者に労働成果物の所有権が帰属するべきという価値判断を目的とせず、また、使用者の利益と労働者の賃金との関係についての判断も目的としないのである。つまり、労働関係における労働者と使用者は、同条の前においては、それぞれ単なる加工者と材料所有権者として把握されることになる。

第2節 適用領域

BGB950条1項における加工の対象となりうるのは、動産のみである。それゆえ、価値の低い土地に価値の高い家を建てたとしても、その者が土地の所有権を取得することはない。⁽²⁵⁾

また、自分の物を加工した場合であっても、BGB950条は適用される。もっとも、前節で確認した材料所有権者と加工者の利害関係の判断による所有権関係の明確化という同条の目的からすれば、このような材料所有権者と加工者が同一である場合にも同条が適用されることに疑問が生じる。しかし、同条の根底には、生産的で価値創造的な労働を所有権取得の根拠とする根本思想が存在するのであるから、この思想からすれば材料所有権者が加工者と同一か否かによって同条の適用可否を区別する必要はない。⁽²⁶⁾

第3節 法的性格

BGB950条は、強行規定と解されている。⁽²⁷⁾これについて、主として3つの根

拠が挙げられる。まず、強行規定であり一定の物の状態変化が既存の物権に及ぼす影響を規律するBGB946条～949条と、BGB950条は体系的位置づけが近く、機能面で類似性を有することである。⁽³⁰⁾ 次に、同条の要件に主觀的要素が含まれることである。⁽³¹⁾ 最後に、物権法の帰属規定が、法的安定性及び法的明確性の観点から一般的に強行的性格を有することである。⁽³²⁾⁽³³⁾

もっとも、BGB950条を任意規定と解する見解も有力であり、それを前提に本稿の問題を解決しようとする見解も存在する。この点については、次章第2節2で検討する。

第4節 要件

BGB950条1項による所有権取得の要件は、一個又は数個の材料の加工（本節1）、新たな物の製作（本節2）、加工の価値が材料の価値よりも著しくは低くないこと（本節3）である。以下ではこれら3つの要件を概観する。

1 加工（Spezifikation）

BGB950条1項における加工は、事実行為と解されている。それゆえ、法律行為についての法規定の適用はなく、また、加工者が行為無能力者や制限行為能力者であっても同条項に従って所有権を取得しうる。⁽³⁴⁾ さらに、加工者が材料の所有権者について善意か悪意かも問われない。⁽³⁵⁾

もっとも、立法過程においては加工が法律行為ではないとされるのみで、それが法的行為か事実行為かについては理論と実務の発展に委ねられていた。⁽³⁶⁾ そのため、かつては加工を法的行為と解する見解も存在しており、それを前提に本稿の問題の解決が試みられることもあった。この点については、次章第1節1で検討する。

いずれにせよ、加工が人間の行為であることには違いない。それゆえ、純然たる自然の活動によって加工が生じた場合には、BGB950条は適用されない。⁽³⁷⁾ もっとも、自然の力の利用は人間の行為であるから、例えば鶏を育ててそれに卵を孵化させる行為には同条が適用される。⁽³⁸⁾⁽³⁹⁾

加工とは、新たな物の製作に向けられる、材料へのあらゆる価値創造的行為と定義できる。⁽⁴⁰⁾ そして、ある行為がこれに該当するか否かは、取引通念に従つ

論 説

て判断される。例を挙げるならば、貯蔵されている穀物の保存は加工ではないものの、フィルムでの写真撮影は加工である。また、価値創造的行為は必ずしも物理的なものに限定されず、それが化学的であれ生物学的であれ加工であり、それゆえ遺伝子工学や植物育種も加工である。さらに、BGB950条1項2文は、「書字、作図、作画、印刷、彫刻その他これに類する物の表面の工作も加工とみなす。」と規定している。したがって、およそ労働者の労働は加工と評価されることとなるだろう。

2 新たな物 (Neue Sache)

BGB950条1項は、「新たな物」を定義していない。そこで、ある製作された物が新たな物に該当するか否かは、取引通念に従って判断される。もちろん、このような判断方法は抽象的であり、その具体化のためにさまざまな要素が提唱されている。

最も重要な要素とされているのが、物の名称である。つまり、材料の名称と製作された物の名称が異なる場合、その物は新たな物と評価されるのである。⁽⁴⁵⁾他にも、材料と製作された物の目的・機能の異同、加工による材料の本質の変化⁽⁴⁶⁾、加工の価値などが要素として挙げられる。⁽⁴⁷⁾しかし、加工の価値は、他の要件（本節3）において考慮されるのであるから、新たな物の判断要素としては妥当ではないだろう。⁽⁴⁸⁾

3 価値関係 (Wertverhältnis)

加工の価値が材料の価値に比べて著しく低いか否かを判断するためには、その前提として加工の価値及び材料の価値の意義を明らかにしなければならない。⁽⁴⁹⁾これらの価値は、材料と新たな物の市場価値を基に決定される。もちろん、材料の価値は材料の市場価値である。他方で加工の価値は、その行為としての価値を算定することが困難であることから、新たな物の市場価値と材料の市場価値の差として理解されている。⁽⁵⁰⁾

これを前提として加工の価値と材料の価値が比較される。具体的には、加工の価値が材料の価値に比べて著しく低いか否かは、「材料の価値：加工の価値 = 100 : 60」の比率が基準となる。⁽⁵¹⁾

第5節 法的効果

材料の加工によって新たな物を製作した者は、その価値が材料の価値の1.6倍以上である限り、その所有権を原始取得する。⁽⁵³⁾ また、「新たな物の所有権の取得によって、材料について存在している権利は、消滅する。」(BGB950条2項)。

第6節 立法過程における問題の認識

本稿の問題との関係で確認しておかなければならぬことは、立法過程において、BGB950条1項1文の「……を製作する者 (Wer …… herstellt)」の後に「又は製作させる (oder herstellen lässt)」を挿入すべきかが議論されたものの、「製作する者」が「製作させる者」を含むのは自明であるとして回避されたことである。⁽⁵⁴⁾ 仮にこの文言が挿入されていれば、使用者が労働者に労働（製作）させる場合、使用者はおよそ同条項における「製作させる者」として所有権を取得することとなり、本稿の問題は生じなかつたとも考えられる。しかし、この場合であっても、労働成果物を労働者が「製作する」のか使用者が「製作させる」のかを明らかにする必要は存在するのであるから、これらの概念を明らかにすることに焦点が絞られるだけである。他方、現行法においては、そのような文言の挿入が回避されたため、これらの概念の解釈に限定されない、本稿の問題のさまざまな解決方法が提示されうる。

第3章 学説

BGB950条1項が文言通りに適用されることによって使用者ではなく労働者が労働成果物の所有権者になるという問題の解決方法は、その根拠を同条の内か外のいずれに求めるかで大別できる。これらは、前者が規範の限定的内容 (beschränkter Inhalt der Norm)、後者が規範の限定的妥当性 (beschränkte Geltung der Norm) と称される。BGB950条の要件及び効果の点から具体的に換言すれば、前者が使用者において同条1項の要件の充足を目指す立場であり、後者が使用者において同条項の効果の発生を目指す立場である。以下ではこの

分類に従って学説を検討する。

第1節 規範の限定的内容 (beschränkter Inhalt der Norm)

1 代理説

労働者が加工を行い、使用者が労働成果物の所有権を取得する関係においては、行為者と効果の帰属主体が分離していることから、代理理論に解決の糸口を見いだそうとすることは、直感的には理解できる。もっとも、加工は事実行為であるため、それに代理理論の適用はないはずである。しかし、前章第4節1のとおり、加工が法的行為か事実行為かは理論と実務に委ねられていた。それゆえ、加工を法的行為と解する見解も当然に存在していた。そしてまた、加工を法律行為と解する見解も存在していた。これらの見解は、その結論として、代理について規定するBGB164条1項の加工における適用又は類推適用によって本稿の問題に取り組むこととなる。

(1) 法律行為代理説

法律行為代理説とは、加工を法律行為としてBGB164条1項を適用する説である。ここでの論点は、まずそもそも加工は法律行為であるのか、次に加工において代理の要件が充足されるのかである。

この説によれば、法律行為とは、法の承認に基づいた法律効果が自然力によってではなく生じる行為であり、加工は、法律効果が人間の行為によって生じるので法律行為である。⁽⁵⁷⁾したがって、BGB164条1項は、法律行為にのみ適用されうるところ、加工にも適用されることとなる。もっとも、加工における代理の要件の充足性については何も述べられていない。

しかし、そもそも、この法律行為の定義は、法律効果に向けられたなんらかの意思表示を要求してはおらず、妥当ではない。それゆえ、この定義によっては加工を法律行為と解することはできず、代理の要件充足性を検討するまでもなく、この説は成り立たないと思われる。

その上、仮にこの説が主張するとおり、加工が法律行為であるとしても、あらゆる労働関係における加工について、代理の要件が充足されるのかは疑問である。

労働成果物の所有権帰属についてのドイツ学説（1）

代理人には行為能力が要求されるのであり、行為無能力者は代理人になりえない。⁽⁵⁹⁾ それゆえ、行為無能力者である労働者が加工する場合においては、BGB164条1項が適用されないのであり、この説は本稿の問題を解決しえないとと思われる。なお、加工が法律行為であるならば、加工には行為能力が要求されるのであるから、この労働者の加工にはBGB950条も適用されないこととなる。それゆえ、この労働者が労働成果物を製作した場合には、その加工の結果が付合又は混和と評価される限り、使用者（材料所有権者）はその所有権又は持分権を取得することとなろう⁽⁶⁰⁾ (BGB947条、948条)。しかし、そうすると、労働成果物の所有権者の決定にとっては、この労働者の加工はまったく重要ではなくなり、付合又は混和に係る動産のみが重要になる。このような結論は、およそすべての材料を提供する使用者が労働成果物の所有権者になることから妥当かもしれないが、行為無能力者の加工に一切の価値を認めない点で問題がある。

また、労働関係において使用者は労働者に代理権を授与しているのかも問題になる。というのも、使用者が労働契約等によって労働者に代理権を授与しているとはおよそ想定しがたいためである。たしかに、使用者が労働者に代理権さえ授与すれば、本稿の問題は解決されうる。しかし、これは、労働成果物の所有権をBGB950条1項の文言に反して使用者に帰属させるための実務的解決方法を示すものにすぎず、労働成果物が使用者に帰属する実態を同条との関係で法的に解明することを目的とする本稿の関心事とは異なることを指摘しておかなければならない。

（2）法的行為代理説

法的行為代理説とは、加工を法的行為としてBGB164条1項を類推適用する説である。ここでの論点は、最初にそもそも加工が法的行為であるのか、次に同項が法的行為に類推適用されるのか、最後に加工において代理の要件が充足されるのかである。

ここでは、法律行為代理説のように法的行為の独特の定義が示されるのではなく、端的に加工は法的行為とされる。⁽⁶¹⁾ もっとも、さらに立ち入って加工を法的行為において構成する見解も存在する。すなわち、加工は物への作用であつ

て、法律によって法的効果が生じるので、物についての権利の行使と説明される⁽⁶²⁾。そして、この言わば加工権は独自の概念であるところ、その根拠は、材料の所有及び占有の観点からの加工の類型的分類と、それに応じた所有権者の決定に求められる。つまり、加工の類型には、①自己の所有権の行使又は少なくとも自己の占有の実行、②他人の所有権の行使、③他人の占有の実行、④他人の計算で自己に移された占有の実行、これらの4類型が存在しており、①においては加工者が所有権を取得するものの、②～④においては他人が所有権⁽⁶³⁾を取得するとされる。したがって、この見解は、加工権の根拠が①に存在すると主張するものと評価できる。

しかし、これは、加工権の根拠の存在場所を明らかにしたにすぎず、根拠それ自体を明らかにするものではない。BGB950条においても、そのような概念が規定されているわけもなく、加工権という概念を採用するには、さらなる根拠づけが必要になると思われる。

しかしながら、このような加工権構成を採用しなくとも、加工が行為者の意思とは無関係に法的効果を生じさせる行為であることに疑いはなく、それが法的行為であることは否定できない。

そうすると、上述のとおり、BGB164条1項は法律行為にのみ適用されうるのであるから、その法的行為への適用可能性が次なる問題となる。しかし、これについて法的行為代理説は積極的に論じない。むしろ、この類推適用を否定する立場から論じられる。それによると、まず、法律行為についての規定は真正の法律行為の目的と同じ目的を有する法的行為にのみ類推適用されうると主張⁽⁶⁴⁾される。しかしながら、同項は、契約締結における代理の規定であって、本人の物に対する権利の行使における代理の規定ではないとして、加工においては類推適用が否定される。同項の文言においても、本人及び代理人以外の行為の相手方の存在が想定されているのであって、本人及び代理人で完結する権利行使の代理は想定されていない。したがって、この批判は妥当であり、BGB164条1項の法的行為への類推適用は認められないと思われる。

そしてまた、仮にこの説が主張するとおり、法的行為にBGB164条1項が類推適用されるとしても、あらゆる労働関係における加工について、代理の要件

が充足されるのかは、法律行為代理説についてと同じく疑問である。

BGB164条1項には、代理人の行為が本人のためであることが明らかでなければならぬとする顕名主義が採用されている。⁽⁶⁶⁾それゆえ、労働者もその加工が使用者のためであることを明らかにしなければならない。にもかかわらず、労働者がそのような行為を特別にしているとは考えがたいと批判できる。

そこで、法的行為代理説は、顕名概念を拡大することでこの批判に応えようとする。すなわち、顕名概念は相対的なものであり、相手方の前で行う必要のない行為には特別の顕名が求められると主張される。⁽⁶⁷⁾労働関係において具体的には、外的な関係から、労働者が使用者のために加工していることが明らかであるので、顕名がなされたものとされる。⁽⁶⁸⁾

たしかに、代理人の行為が本人のためであることが状況から明らかであっても、顕名の要件は充足される（BGB164条1項2文）。それゆえ、このような解釈は法文上も妥当であるようにも思われる。しかし、顕名主義は取引の相手方の保護を目的としている。⁽⁶⁹⁾それゆえ、労働者と使用者との間で完結する相手方の存在しない加工は、そもそも顕名が要求される根拠を欠くものと思われる。たしかに、ここで労働成果物の将来の取引相手の信頼を保護する必要性が認められるのであるが、それは法的安定性及び法的明確性を内容とするもっぱら物権法的要請であって、BGB164条1項が担う機能ではない。したがって、少なくとも加工に関する限り、顕名概念を拡大することは誤りであろう。

なお、行為無能力者が代理人になりえないことは上述のとおりであるから、ここでも法律行為代理説で述べたことと同じ批判が妥当する。もっとも、加工が法的行為であるならば、加工には行為能力が要求されないのであるから、行為無能力者である労働者の加工にもBGB950条が適用される。それゆえ、BGB947条又は948条の問題になることはない。また、代理権授与がなされているのかという点についても、法律行為代理説で述べたことと同じ批判が妥当する。

2 補助者説

補助者説とは、労働者を使用者による加工の補助者とみなす説である。代理説が加工を法律行為又は法的行為と解することを前提としていたのに対し、補

助者説は加工が事実行為であるという通説的見解を前提とする。それゆえ、労働者の行為能力の有無は問題とならない。また、補助者説は、使用者と労働者の二者の関係のみを問題とするのであって、代理説のように相手方をも含む三者の関係を問題とするのではない。したがって、補助者説は代理説の難点を克服したものと評価できる。

(1) 根拠

しかし、補助者説が採用されるべき根拠は、必ずしも明らかではない。

例えば、集約・集中の傾向のある資本主義取引における行為者以外の主体への直接的な責任帰属の必要性がその根拠として挙げられる。⁽⁷⁰⁾もちろん、産業の発展に伴って事業規模が拡大し、かつては同一であった行為者と結果の帰属主体が、行為者である労働者と責任主体である使用者とに分化していることは否定できない。しかし、このことは、BGB950条に反した使用者への労働成果物の所有権の帰属の問題に取り組む契機にすぎない。したがって、この根拠は、本章で言及するすべての説に妥当するのであって、補助者説に固有の根拠ではないと評価せざるをえない。また、利害状況と生活の欲求への対応を根拠とするものにも、同じ批判が妥当すると思われる。⁽⁷¹⁾

他にも、請負人の注文者に対する報酬請求権の保証を目的とするBGB647条の存在を根拠として主張するものが存在する。⁽⁷²⁾その骨子は、以下のとおりである。同条は、「請負人は、彼によって製作又は修理された注文者の動産について、製作において又は修理のために占有するに至った場合、契約に基づく債権のために、法定質権を有する。」と規定している。そして、この「注文者の動産」という文言から、同条は注文者がその所有権を有することを前提としていると理解されている。⁽⁷³⁾ここから、BGB647条が適用されるためには、BGB950条の文言通りの適用が排除されなければならないことが導かれる。

しかし、このことは、法の適用関係を文言上示唆するにすぎず、その適用関係についての積極的な根拠づけを欠くものと思われる。たしかに、BGB647条が優先的に適用されるのであれば、このような主張はありうる。しかし、BGB647条とBGB950条のいずれが優先的に適用されるのかが、その結論を導くに先んじて決定されなければならない。⁽⁷⁴⁾これこそが、BGB647条の存在を補

助者説の根拠とする場合に述べなければならないことであると思われる。そしてまた、仮にBGB647条がBGB950条に優先されることが判明したとしても、BGB647条の存在は、本稿の関心領域である労働関係にまで妥当する根拠ではないと批判できる。なお、これが補助者説に固有の根拠ではないことは重ねて言うまでもない。

さらに、そもそも加工において補助者概念が存在するのかは疑問である。補助者概念として、BGB278条1文⁽⁷⁶⁾は履行補助者について規定し、BGB855条⁽⁷⁷⁾は占有補助者について規定するものの、BGB950条は加工補助者なる概念を規定していない。この点からしても、加工補助者という未知の概念を確立する積極的な根拠が要求されなければならないと思われる。

もっとも、これらの批判は、補助者説がまったく採用できることまで述べているのではなく、その根拠が決定的ではないことを述べるに留まる。補助者説の根拠が確固としているなくとも、労働者を使用者の補助者とみなす解決方法が魅力的であることに疑いはなく、その結論としての妥当性から補助者説が根拠づけられうることも否定できない。そこで、補助者説は、その根拠よりもむしろ、どのような場合に労働者を使用者による加工の補助者とみなせるのかと⁽⁷⁸⁾いう要素を提示する。

（2）要素

ところで、具体的な要素を検討する前に、抽象的に補助者性が認められる場合を概観しておくことが有用であると思われる。というのも、具体的な要素はおよそそこから導かれているためである。

まず、労働者が他人との類型的に外的に現れる関係に存在する場合に、補助者性が存在すると主張される。⁽⁷⁹⁾そして、どのような場合にこの関係が存在するのかは、事実の問題であり、個々の場合において取引通念に従って判断すべきとされる。

BGB950条が強行規定であること、加工が事実行為であること、法的安定性及び法的明確性の観点からしても、当事者のなんらかの主觀的因素ではなく、外的に認識可能な関係を出発点とすることは妥当であろう。⁽⁸⁰⁾もっとも、この見解は、この関係が存在するか否かの判断方法を述べるに留まり、それが具体的

に何であるかを明らかにするものではないことを指摘できる。

そこで、この類型的に外的に現れる関係は具体化される。すなわち、労働者がその労働力を他人に捧げる場合に、補助者性が存在すると主張される。⁽⁸²⁾ 少なくともそのような場合には、その捧げられた労働力を用いて（補助として）使用者は加工を行うことができるのであるから、補助者性が存在することは間違いないと思われる。

その上で、要素（Indizien）が示される。すなわち、労働者が、使用者に従属していること⁽⁸³⁾、社会的に従属していること、占有補助者であること、占有を他人の契機で開始したこと、材料の所有権を有しないことが要素として提示される。⁽⁸⁴⁾ これらの要素からは労働者がその労働力を他人に捧げていると評価できるのであるから、これらはおよそ妥当であろう。

しかし、これらの他に提示される、なんらかの労働給付を目的とする契約、⁽⁸⁵⁾ 他人のために製作することを内容とする契約、⁽⁸⁶⁾ これらは要素として認めることができない。というのも、それらは当事者の内的な意思に基づいた主観的要素に他ならないためである。たしかに、これらの契約を、BGB950条の適用を除外することを目的とする契約ではなく、もっぱら労働者がその労働力を使用者に捧げることを根拠づける債権的な契約であると解すれば、要素として認める余地も存在する。しかし、同条は強行規定であると同時に、物権法的観点から所有権関係を明確化する目的をも有している。それゆえ、たとえこのような契約が当事者間で労働力の提供関係を基礎づけるものであったとしても、それは第三者にとって認識可能でなければならない。この要素を採用しなくとも、この契約を基礎として外的に現れた関係を端的に評価すればそれで十分であると思われる。

なお、明示的には述べられていないものの、補助者説によって示された要素には、場面的限定を付すことが可能であると思われる。そのためには、BGB950条1項の要件の観点から補助者説を整理しなければならない。補助者説は、労働者を使用者による加工の補助者とみなすことによって、使用者を同条項の意味における加工を行った者と評価する説である。それゆえ、労働者を使用者による加工の補助者とみなすためには、労働者を、使用者によるあらゆ

労働成果物の所有権帰属についてのドイツ学説（1）

る行為の補助者とみなす必要までは存在せず、加工において補助者であると評価できればそれで十分である。したがって、これらの要素は加工において存在する限りで妥当であろう。そうすると、例えば従属性という要素は、加工における従属性と再定義できる。

（3）意義

ところで、補助者説は、使用者をBGB950条1項の意味における製作者と評価するために、労働者の補助者性に着目する説である。もちろん、BGB950条1項の要件の観点から重要であるのは、使用者を同条項の意味における製作者と評価することである。それゆえ、労働者の補助者性から間接的にではなく、むしろ使用者の製作者性を直接的に評価する見解、つまりは同条項における製作者を拡大解釈して使用者がそれに該当すると評価する生産的労働拡大説（本節5）もありうる。これら両説は、労働者と使用者のいずれに着目するかという点において相違は存在するものの、問題とする同条項の要件の点においては差が存在しない。なお、これら両説の関係は本章第3節において検討することとし、ここでは補助者説の独自の意義のみを指摘しておく。

製作者は単独である必要はなく、それが複数であることは、特に労働関係において十分に想定される。そのような場合、これら全員が所有権を取得することになるが、それによって共有関係が発生する。しかし、BGB950条は、所有権関係の明確化を目的としているのであり、所有権関係が複雑な共有関係を望んでいないと思われる。そしてまた、労働関係においては、（複数の）労働者と使用者が労働成果物を共有する状態は、労働成果物が使用者にのみ帰属する実態とも乖離している。そうすると、労働者が製作者ではないこと、つまりは補助者であることを積極的に決定することには、使用者の製作者性とは別に、共有関係の発生を防止するという独自の意義が認められる。

もっとも、労働者が加工者ではないことは、必ずしも使用者が加工者であることまでを意味しない。それゆえ、使用者を加工者と評価するためには、別の根拠づけを必要とすると思われる。

3 占有説

占有説とは、補助者説に立脚しながら占有補助者（BGB855条）又は間接占

有（BGB868条）⁽⁸⁷⁾に規定される関係に補助者概念の根拠を求める説である。補助者説が加工補助者という概念の不存在にその欠点を抱えていたのに対し、占有説は法文上規定される占有補助者又は間接占有にその根拠を求めてこの欠点を補おうとする。なお、補助者性の存在を肯定する要素として占有補助者又は間接占有に言及することと、これらから加工における補助者概念を根拠づけることは、まったく異なる。占有説は、補助者説において提唱された要素と連続性を有しながらも、難点であった根拠の不存在を克服しようとするものである。

（1）労働者の補助者性

占有についての規定を加工に適用しようとするならば、加工と占有の類似性の検討から始めなければならない。というのも、それによって初めて占有についての規定の適用範囲が画されるためである。そこで、占有説の主張に先んじて、検討されるべき点を具体的に指摘しておく。

一方で加工は、材料の保存や維持という静的な要素ではなく、材料へのあらゆる価値創造的行為という動的な要素を含む。他方で占有は、物への作用という動的な要素よりも、むしろ典型的には物の保存や維持という静的要素を含むものと想定される。したがって、加工と占有が類似しているとするならば、加工が静的な要素を含むこと又は占有が動的な要素を含むことを論証しなければならない。前者は加工の定義からして困難であるので、後者が試みられる。

そこで、BGB855条の場合に認められる占有についてではあるものの、加工との類似性が主張される。すなわち、この場合には占有補助者を使用する占有主のみが占有者であるところ、占有補助者のみが占有（Innehabung）している場合には占有主が直接に物を事実的に支配していることは求められず、占有補助者の占有が失われれば占有主は占有を失うのであるから、占有は、占有補助者と物の空間的な関係に尽きず、物への影響的な要素（動的な要素）を含むと主張される。そして、加工は占有の特別の形式であるため、BGB855条に従って占有に妥当することが加工にも妥当すると結論づけられる。また、BGB868条に規定される間接占有の場合にも、直接占有者の占有が失われれば間接占有者は占有を失うのであるから、同様に考えられるとも主張される。⁽⁸⁸⁾ ⁽⁸⁹⁾ ⁽⁹⁰⁾ ⁽⁹¹⁾

労働成果物の所有権帰属についてのドイツ学説（1）

上記のように、これらそれぞれの場合における論理構成に大きな差はない。さらに、条文上明らかなように、占有補助者は占有主の指示に従う必要が存在するのに対して、直接占有者はその必要が存在しない。それゆえ、本稿の問題意識からすれば、占有補助者についてのみ限定的に議論すればそれで十分であり、以下ではこの点についてのみ検討する。

たしかに、法が占有補助者を介した占有を認めていることから、占有が占有補助者との空間的な関係に限定されることは否定できない。しかし、占有が物への動的な要素を含むとする点には疑問がある。というのも、必ずしも占有補助者を使用する占有主による占有が動的な占有のみを目的とするわけではないためである。たしかに、加工は材料への物理的な作用をその本質とするのであるから、その前提として加工者が占有補助者として材料を事実的に支配することはありうる。しかし、そのような場合でなくとも、占有主が占有補助者をして保存や維持のために物を事実的に支配させることは十分に考えられる。そうすると、BGB855条の規定から導きうることは、占有が占有補助者と物の空間的な関係に尽きないことに留まる。言い換えると、占有補助者を介した占有がその動的な要素を意味することは導かれない。したがって、この意味においてBGB855条が加工にも適用されるとすることは誤りであろう。⁽⁹²⁾

（2）使用者の製作者性

このように、加工補助者という概念を占有関係から根拠づけようとする占有説の試みは失敗に終わった。もっとも、使用者が労働者に材料を加工させる場合、たいていその前提として使用者が労働者に材料を事実的に支配させるのであるから、労働関係における加工には占有補助者を使用した占有主の占有が存在することは否定できない。つまり、BGB855条が加工には適用されなくとも、その前提となる材料の占有関係においては同条が適用され、使用者が占有主であり、労働者が占有補助者なのである。

のことから、占有関係から使用者を端的に製作者とみなす見解が導かれる。すなわち、使用者が自ら加工したと評価するためには、使用者が加工される材料とのなんらかの事実的関係に存在しなければならず、つまりは使用者が材料の支配者でなければならないと主張される。というのも、この場合に使用者は、⁽⁹³⁾

材料を任意で処分することができるのであるから、その占有補助者又は直接占有者⁽⁹⁴⁾の加工を継続することも停止することもできるためであるとされる。

もちろん、占有者は、占有する材料から新たな物が製作されている場合、その占有を侵奪又は妨害する者に対して自力救済（BGB859条1項及び2項）を行ふことで製作を継続でき、また、その占有を放棄することで製作を停止できる。しかし、製作がどのように行われるのかは、占有それ自体から導かれるわけではないと思われる。具体的に言えば、使用者が製作を開始したとしても、労働者が使用者の意図や目的から自由に製作することも十分に考えられる。この場合に、使用者を製作者と評価することには疑問が生じよう。BGB950条は生産的で価値創造的な労働に所有権取得の根拠を認める根本思想をその基礎とするのであるから、使用者を同条の意味における製作者と評価するためには、少なくとも製作が価値創造的なものか否かが問わるべきであり、製作の継続及び停止の管理はそれと直接的には関係するものではないと思われる。占有から導かれることは、物についての事実的支配であり、それは製作についての事実的支配と完全には一致しないのである。

むしろ、占有関係から使用者の製作者性を根拠づけるために注目すべきであったものは、BGB855条が要求する占有補助者の占有主に対する社会的従属性⁽⁹⁵⁾であると思われる。この社会的従属性によって、労働者が使用者の指示に従って製作することが導かれる。もっとも、同条が使用者に対する社会的従属性を労働者に設定するのではなく、労働者が使用者に社会的に従属している場合に同条が適用されることを忘れてはならない。つまり、同条が適用されることに意味はなく、同条が適用される状態にこそ意味があるのである。したがつて、BGB855条そのものとの関係で本稿の問題を検討する意義は、もはや存在しないと思われる。

（3）意義

もっとも、占有関係に本稿の問題の解決の示唆を求めることには大きな意義が認められる。それは、補助者説が労働者の補助者性に着目していたのに対して、占有関係を中心的な問題とすることで、必然的に使用者の製作者性が俎上に載せられたことである。このことは、上記の見解が使用者が自ら加工したと

評価することを目標として最初に掲げていたことからも裏づけられる。それゆえ、使用者の製作者性について不十分であった補助者説の議論を補完する意義がここに認められる。もっとも、社会的従属性をも含めたその要素は、十分に検討されたとは言いがたい。

- (1) 小粥太郎（編）『新注釈民法（5）物権（2）』（有斐閣、2020）530頁〔秋山靖浩〕。
- (2) 我妻榮『物権法（民法講義Ⅱ）[改版]』（岩波書店、1952）203頁、末川博『物権法』（日本評論社、1956）305頁、川島武宜=川井健（編）『新版注釈民法（7）物権（2）』（有斐閣、2007）420頁〔五十嵐清=瀬川信久〕。
- (3) 林良平『物権法』（有斐閣、1951）130頁、舟橋諱一『物権法』（有斐閣、1960）372頁、稻本洋之助『民法Ⅱ（物権）』（青林書院新社、1983）292頁、鈴木祿彌『物権法講義〔五訂版〕』（創文社、2007）29頁、我妻榮ほか『我妻・有泉コンメントル民法——総則・物権・債権——〔第8版〕』（日本評論社、2022）479頁、吉田克己『物権法I』（信山社、2023）329頁。
- (4) 広中俊雄『物権法〔第2版増補〕』（青林書院、1987）413-414頁。
- (5) 津曲藏之丞『日本統制経済法』（日本評論社、1942）189、193頁。
- (6) 津曲藏之丞「請負契約の研究——請負契約における『仕事の完成』の意義——」法学14卷3号（1950）41-43頁。
- (7) 裁判例の分析は別稿を予定している。
- (8) 「加工」とは、加工（Verarbeitung）、改造（Umbildung）及び工作（Bearbeitung）を包括する上位概念である加工（Spezifikation）を指すものとする。というのも、BGB950条1項は、これら3つの下位概念をその法的效果の点で等しく扱っており、これらを区別する実益が乏しいためである。
- (9) Vgl. Franz Wieacker, Spezifikation, Schulprobleme und Sachprobleme, in: Wolfgang Kunkel/Hans Julius Wolff (Hrsg), Festschrift für Ernst Rabel, Bd. 2, 1954, S. 263ff; Gero Dolezalek, Plädoyer für Einschränkung des § 950 (Verarbeitung), AcP 195 (1995), S. 394-417.
- (10) Hermann Jsay, Die Geschäftsführung nach dem Bürgerlichen Gesetzbuche für das Deutsche Reich, 1900, S. 303.
- (11) Paul Sokolowski, Die Philosophie im Privatrecht, Bd. 1, 1902, S. 188.
- (12) Martin Wolf/Ludwig Raiser, Sachenrecht, 10. Aufl., 1957, S. 271.
- (13) Elmar Wadle, Das Problem der fremdwirkenden Verarbeitung, JS 1982, S. 477.
- (14) 典型例としてスーツの仕立ての場面が挙げられる。そこでは、注文者は材料を

仕立屋に供給し、仕立屋はスーツを仕立てる（加工）。そうすると、仕立屋はスーツの所有権を取得する（BGB950条1項）ことになるが、そのようなことは注文者も仕立屋も想定していない。そこで、BGB950条1項の文言に反して注文者を所有権者とする理論構成が求められる。

- (15) およそ新たな物の所有権を材料供給者に留保する契約条項と定義できる。典型例として材料の売買の場面が挙げられる。そこでは、売主は材料を買主に供給し、買主は代金を売主に支払う。しかし、材料の供給から代金の支払いまでの間に買主が材料を加工した場合、買主はこの物の所有権を取得する（BGB950条1項）ため、買主に代金債務の履行を期待できない。そこで、たいてい売主と買主は加工条項について合意するが、この合意がBGB950条との関係で有効であるかが問題となる。
- (16) BGH 26.10.1951, NJZ 1952, 661.
- (17) Ernst Herz, Der Rechtsgrund für den Eigentumserwerb am Arbeitsprodukt im Arbeitsvertrag, JherJb 74 (1924), S. 1ff.
- (18) Hans-Dietrich Müller, Wie verhält sich der § 950 BGB zu dem Satz, dass jeder Arbeiter Eigentümer des Arbeitsproduktes werden soll?, 1930.
- (19) 淺井清信「労働生産物の所有権取得について（一）（二・完）」法学論叢23巻4号（1930）133頁以下、23巻5号（1930）140頁以下、同『雇傭』（日本評論社、1950）29頁以下。
- (20) 久保敬治「加工法と労働関係」神戸法学雑誌2巻3号（1952）470頁以下。
- (21) なお、淺井・前掲注（19）『雇傭』35頁は、淺井・前掲注（19）「労働生産物の所有権取得について（一）（二・完）」から考えを改めたと述べている。もっとも、労働関係の特殊性を資本主義的経済構造の本質と相関的に考察すべきと展開するだけであり、本文中に述べた指摘は変わらず妥当している。
- (22) Wolf/Raiser, a. a. O., S. 269–270; Harm Peter Westermann/Karl-Heinz Gursky/Dieter Eickman, Sachenrecht, 8. Aufl., 2011, § 53 Rn. 1.
- (23) Jürgen F. Baur/Rolf Stürner, Sachenrecht, 18. Aufl., 2009, § 53 Rn. 14; Klaus Vieweg/Sigrid Lorz, Sachenrecht, 9. Aufl., 2022, § 6 Rn. 18; MünchKomm BGB/Füller, 9. Aufl., 2023, § 950 Rn. 1-2; Soergel/Henssler, 14. Auf., 2023, § 950 Rn. 1.
- (24) Baur/Stürner, a. a. O.; Westermann/Gursky/Eickman, a. a. O., § 53 Rn. 2.
- (25) Baur/Stürner, a. a. O.; Westermann/Gursky/Eickman, a. a. O.
- (26) Baur/Stürner, a. a. O., § 53 Rn. 16; Westermann/Gursky/Eickman, a. a. O.; Marina Wellenhofer, Sachenrecht, 39. Aufl., 2024, § 9 Rn. 4; MünchKomm BGB/Füller, § 950 Rn. 4; Soergel/Henssler, § 950 Rn. 3; BGH 23.02.1995, BGHZ

- 129, 66.
- (27) なお、この場合にはBGB946条が適用される（MünchKommBGB/Füller, § 950 Rn. 4）。
- (28) Wolf/Raiser, a. a. O., S. 272; Westermann/Gursky/Eickman, a. a. O., § 53 Rn. 10; Staudinger/C Heinz, 2020, § 950 Rn. 11.; MünchKommBGB/Füller, § 950 Rn. 4.
- (29) Westermann/Gursky/Eickman, a. a. O., § 53 Rn. 10; Staudinger/C Heinz, § 950 Rn. 20; MünchKommBGB/Füller, § 950 Rn. 15–16; Soergel/Henssler, § 950 Rn. 4; BGH 03.03.1956, BGHZ 20, 159; BGH 15.06.1989, NJZ 1989, 3213.
- (30) 【BGB946条（土地との付合）】
動産が土地に付合して、土地の本質的構成部分となった場合、土地の所有権は、この物に及ぶ。
- 【BGB947条（動産との付合）】
- (1) 数個の動産が互いに付合して、一個の合成物の本質的構成部分となった場合、以前の所有者は、この合成物の共有者となる。持分は、付合の時における物の価値に応じて定める。
- (2) 数個の物のうち一個が主たる物である場合、その物の所有者は、単独所有権を取得する。
- 【BGB948条（混和）】
- (1) 第947条の規定は、数個の動産が互いに不可分に混和又は混合した場合について準用する。
- (2) 混和又は混合した物の分離に過分の費用を要するときも、同様に不可分とする。
- 【BGB949条（第三者の権利の消滅）】
¹ 物の所有権が第946条から第948条までの規定によって消滅する場合、物について存在する他の権利も消滅する。² 負担付きの物の所有者が共有権を取得する場合、権利は、物に代わって生じる持分について存続する。³ 負担付きの物の所有者が単独所有者となる場合、権利は、添付される物に及ぶ。
- (31) Westermann/Gursky/Eickman, a. a. O.
- (32) Westermann/Gursky/Eickman, a. a. O.
- (33) Westermann/Gursky/Eickman, a. a. O.
- (34) Baur/Stürner, a. a. O., § 53 Rn. 17; Westermann/Gursky/Eickman, a. a. O., § 53 Rn. 3; Staudinger/C Heinz, § 950 Rn. 8; MünchKommBGB/Füller, § 950 Rn. 5; Soergel/Henssler, § 950 Rn. 6.
- (35) Westermann/Gursky/Eickman, a. a. O.; Staudinger/C Heinz, § 950 Rn. 8;

Soergel/Henssler, § 950 Rn. 6; BGH 11.01.1971, BGHZ 55, 176.

- (36) 法的行為 (Rechtshandlung od. juristische Handlung) は、行為者の意思とは無関係に法的效果が生じる行為と定義できる。
- (37) Motive zu dem Entwurfe eines Bürgerlichen Gesetzbuches für das Deutsche Reich, Bd. 3, 1888, S. 360.
- (38) Staudinger/C Heinz, § 950 Rn. 8; MünchKommBGB/Füller, § 950 Rn. 5; Soergel/Henssler, § 950 Rn. 6.
- (39) Westermann/Gursky/Eickman, a. a. O.
- (40) Vgl. Westermann/Gursky/Eickman, a. a. O., § 53 Rn. 4; Staudinger/C Heinz, § 950 Rn. 8; MünchKommBGB/Füller, § 950 Rn. 6.
- (41) Baur/Stürner, a. a. O., § 53 Rn. 17.
- (42) Westermann/Gursky/Eickman, a. a. O.
- (43) Baur/Stürner, a. a. O.; MünchKommBGB/Füller, § 950 Rn. 6; Soergel/Henssler, § 950 Rn. 6.
- (44) Baur/Stürner, a. a. O., § 53 Rn. 18; Westermann/Gursky/Eickman, a. a. O., § 53 Rn. 5; Wellenhofer, a. a. O., § 9 Rn. 5; Staudinger/C Heinz, § 950 Rn. 9; MünchKommBGB/Füller, § 950 Rn. 7; Soergel/Henssler, § 950 Rn. 8; BGH 03.03.1956, BGHZ 20, 159; BGH 10.07.2015, BGHZ 206, 211.
- (45) Baur/Stürner, a. a. O.; Westermann/Gursky/Eickman, a. a. O.; Wellenhofer, a. a. O.; Staudinger/C Heinz, § 950 Rn. 9; Soergel/Henssler, § 950 Rn. 8; OLG Köln 23.08.1996, NJW 1997, 2187; BGH 03.03.1956, BGHZ 20, 159.
- (46) Westermann/Gursky/Eickman, a. a. O., § 53 Rn. 6; Wellenhofer, a. a. O.; MünchKommBGB/Füller, § 950 Rn. 8; Soergel/Henssler, § 950 Rn. 8; BGH 22.05.1995, NJW 1995, 2633; BGH 10.07.2015, BGHZ 206, 211.
- (47) Westermann/Gursky/Eickman, a. a. O.; Staudinger/C Heinz, § 950 Rn. 9; BGH 10.07.2015, BGHZ 206, 211.
- (48) Soergel/Henssler, § 950 Rn. 8; BGH 10.07.2015, BGHZ 206, 211.
- (49) MünchKommBGB/Füller, § 950 Rn. 7.
- (50) Staudinger/C Heinz, § 950 Rn. 11; MünchKommBGB/Füller, § 950 Rn. 11; Soergel/Henssler, § 950 Rn. 12.
- (51) Baur/Stürner, a. a. O., § 53 Rn. 19; Westermann/Gursky/Eickman, a. a. O., § 53 Rn. 9; Staudinger/C Heinz, § 950 Rn. 11; MünchKommBGB/Füller, § 950 Rn. 11; Soergel/Henssler, § 950 Rn. 12; BGH 08.10.1955, BGHZ 18, 226; BGH 22.05.1995, NJW 1995, 2633.
- (52) Baur/Stürner, a. a. O.; Wellenhofer, a. a. O., § 9 Rn. 7; Soergel/Henssler, § 950

労働成果物の所有権帰属についてのドイツ学説（1）

- Rn. 11; BGH 12.01.1972, JZ 1972, 165; BGH 22.05.1995, NJW 1995, 2633.
- (53) Staudinger/C Heinz, § 950 Rn. 14; MünchKommBGB/Füller, § 950 Rn. 14.
- (54) Protokolle der Kommission für die Zweite Lesung des Entwurfs des Bürgerlichen Gesetzbuchs, Bd. 3, 1899, S. 243.
- (55) H-D Müller, a. a. O., S. 8 及び久保・前掲注（20）もこの分類に従っている。
- (56) 【BGB164条（代理人の意思表示の効力）】
- (1) ¹ある者が彼に帰属する代理権の範囲で本人の名でする意思表示は、直接に本人に対して効力を生じる。²意思表示が明示的に本人の名でなされたか、それが状況からして本人の名でなされたことが明らかであるかを問わない。
- (57) Josef Kohler, Das Autorrecht, eine zivilistische Abhandlung, zugleich ein Beitrag zur Lehre vom Eigenthum, vom Miteigenthum, vom Rechtsgeschäft und von Individualrecht, JherJb 18 (1880), S. 133–134.
- (58) Staudinger/Eberhard Schilken, 2019, Vor § 164 Rn. 38; MünchKomm BGB/Schubert, 9. Aufl., 2021, § 164 Rn. 99.
- (59) Staudinger/Schilken, § 165 Rn. 3; MünchKommBGB/Schubert, § 165 Rn. 11.
- (60) 付合又は混和と評価されなければ、材料の所有権がそのまま存続する。
- (61) Rudolf von Jhering, Mitwirkung für fremde Rechtsgeschäfte, JherJb 1 (1857), S. 288. もっとも、労働者は、単独で加工する場合には代理人であり、加工において使用者の補助的な手段にすぎない場合は補助者であるとしている。なお、法的行為代理説には分類されないものの、加工を法的行為と解する他の見解として、Alfred Manigk, Willenserklärung und Willensgeschäft, ihr Begriff und ihre Behandlung nach bürgerlichem Gesetzbuch, 1907, S. 663; Richard Wolfgramm, Das Problem der Gehilfenschaft und Stellvertretung bei der Verarbeitung, 1914, S. 19 が挙げられる。
- (62) Krückmann, Pflichterfüllung und Rechtsausübung, JherJb 29 (1915), S. 230.
- (63) Krückmann, a. a. O.
- (64) Rudolf Leonhard, Der allgemeine Theil des bürgerlichen Gesetzbuchs in seinem Einflusse auf die Fortentwickelung der Rechtswissenschaft, 1900, S. 258.
- (65) R. Leonhard, a. a. O., S. 304–305, 309.
- (66) Staudinger/Schilken, Vor § 164 Rn. 35; MünchKommBGB/Schubert, § 164 Rn. 17.
- (67) Franz Leonhard, Vertretung beim Fahrniserwerb, 1899, S. 112–113.
- (68) F. Leonhard, a. a. O., S. 113.
- (69) Staudinger/Schilken, Vor § 164 Rn. 35; MünchKommBGB/Schubert, § 164 Rn. 17.

- (70) Erich Jung, Das Problem des natürlichen Rechts, 1912, S. 27–28.
- (71) Peter Klein, Die Rechtshandlungen im engeren Sinne, 1912, S. 62.
- (72) MünchKommBGB/Busche, 9. Aufl., 2023, § 647 Rn. 1.
- (73) Klein, a. a. O.
- (74) BeckOK BGB/Voit, 2024, § 647 Rn. 8.
- (75) 注文者がBGB950条1項の意味における製作者とされる限りで、注文者がBGB950条1項に従って所有権を取得し、請負人がBGB647条に従って法定質権を有すると解されている (MünchKommBGB/Busche, § 647 Rn. 5; BeckOK BGB/Voit, § 647 Rn. 8)。それゆえ、そうでない場合にはいずれの適用が優先されるかは、なお問題である。
- (76) 【BGB278条（第三者に対する債務者の責任）】
¹債務者は、自らの責任と同じ範囲で、その法定代理人及びその債務の履行のために用いる者の責任を負う。
- (77) 【BGB855条（占有補助者）】
ある者が、物について他人の指示に従わなければならぬ、家事又は生業その他これらに類する関係において、他人のために物に事実的支配を及ぼす場合、他人のみが占有者である。
- (78) もっとも、Alfred Manigk, Das Anwendungsgebiet der Vorschriften für die Rechtsgeschäfte, 1901, S. 356–357; Paul Oertmann, Deutsches Arbeitsvertragsrecht, 1923, S. 139–140 は、要素について述べていない。
- (79) Wolfgramm, a. a. O., S. 29.
- (80) Wolfgramm, a. a. O., S. 44–45.
- (81) なお、ここで要求される客觀性には2つの意味が存在する。第一に、BGB950条の強行規定性に由来する、当事者の合意による同条の不適用を否定する意味である。第二に、法的安定性及び法的明確性という物權法的觀点から要請される、第三者からの所有権者の認識可能性の意味である。Helmut Rühl, Eigentumsvorbehalt und Abzahlungsgeschäft, 1930, S. 137 は、第三者からの関係の認識可能性を重要ではないとしているが、妥当ではない。
- (82) Rühl, a. a. O., S. 136.
- (83) Justus Wilhelm Hedemann, Sachenrecht des Bürgerlichen Gesetzbuches, 3. Aufl., 1960, S. 151.
- (84) Rühl, a. a. O., S. 137.
- (85) Hedemann, a. a. O.
- (86) Rühl, a. a. O.
- (87) 【BGB868条（間接占有）】

労働成果物の所有権帰属についてのドイツ学説（1）

- ある者が、他人に対してある期間の占有をする権原を有する又は義務を負う、用益権者、質権者、用益賃借人、使用貸借人若しくは受寄者として又はその他これに類する関係において、物を占有する場合、他人も占有者である（間接占有）。
- (88) Albrecht Zeuner, Die fremdwirkende Verarbeitung als Zurechnungsproblem, JZ 1955, S. 196.
- (89) Zeuner, a. a. O., S. 196–197.
- (90) なお、BGB855条に対してBGB868条は、占有補助者に要求される占有主に対する社会的従属性を直接占有者には要求せず、また、その効果も直接占有者も占有者になる点で異なっていることから、間接占有者のみがBGB950条に従って所有権を取得することに疑問が生じる。しかし、Zeuner, a. a. O., S. 197は、間接占有者が直接占有者に対して優位で永続的な法的地位にあり、直接占有者が間接占有者に対して劣位で一時的な法的地位にあることから、この結論は搖るぎないとしている。
- (91) Zeuner, a. a. O.
- (92) もっとも、加工へのBGB855条の適用が完全に排除されるのかは疑問である。加工と占有の類似性を論証するために比較されるべきであったことは、加工という行為と占有が要求する事実的支配の態様であった。そして、この事実的支配とは、物に物理的作用を及ぼすことのできる事実的可能性と解されている（MünchKommBGB/F. Schäfer, § 854 Rn. 28）。それゆえ、加工という物への積極的な作用とその可能性が合致しているとも十分に考えられる。
- (93) Fritz Busch, Der Eigentumserwerb durch Dritte bei der Aneignung, dem Fruchterwerb und der Verarbeitung, 1908, S. 51.
- (94) Busch, a. a. O.
- (95) 【BGB859条（占有者の自力救済）】
- (1) 占有者は、違法な私力に対して実力で防御できる。
 - (2) 動産が違法な私力によって占有者から奪われた場合、占有者は、現行犯に該当する又は追跡される侵奪者から、動産を実力で取り戻すことができる。
- (96) MünchKommBGB/F. Schäfer, § 855 Rn. 4.